

## 日本看護医療学会 評議員選挙告示

日本看護医療学会は、会則および下記の「日本看護医療学会評議員選出に関する規程」に則り、学会第 8 期(2020 年度-2022 年度)の評議員選挙を行います。

なお、被選挙人名簿と投票用紙は 6 月中旬に送付いたします。

記

### 日本看護医療学会評議員選出に関する規程

第 1 条 理事会は、正会員中から 3 名の選挙管理委員を委嘱する。

選挙管理委員は、選挙管理委員会(以下「委員会」とする)を組織する。

委員会に委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選によって定める。

選挙管理委員は、選挙権及び被選挙権を有する。

2 正会員とは、個人会員である。

(評議員)

第 2 条 評議員は、20 人にひとり(端数は切り上げ)、選挙区別に選出するものとする。

選挙区の区分については、東日本(北海道・東北・関東)、中日本(北陸・東海(静岡を含む))、

西日本(近畿・中国・四国・九州・沖縄)とする。

(選挙)

第 3 条 正会員は選挙権を有する。

第 4 条 個人会員は、被選挙権を有する。

第 5 条 選挙人名簿及び被選挙人名簿は、委員会で作成し、理事会の承認を得て正会員に配布しなければならない。

2 前項名簿は、選挙区別に作成する。

第 6 条 選挙期日は委員会で決定し本学会誌掲載その他の方法で正会員に告示しなければならない。

第 7 条 選挙は、無記名投票により行う。

第 8 条 投票は、選挙人 1 人につき、各所属地区の評議員数を連記する。

第 9 条 開票は、委員会が行う。

第 10 条 開票は、本学会誌その他に告示した日までの消印で委員会に到着したものについて行う。

第 11 条 次の投票は無効とする。

1) 正規の投票用紙および封筒を用いないもの。

2) 被選挙権を有しない者を記名したもの。

3) その他選挙の規程に反するもの。

第 12 条 選挙において有効投票を多数得た者から順に当選人とする。

2 同数の有効投票を得た者については、抽選により当選人を決定する。

第 13 条 当選人が定まった時は、委員会は当選人に当選の旨を通知し、その承諾を得る。

第 14 条 当選人が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げて当選することとする。

(理事長推薦)

第 15 条 会則 13 条に基づき、理事長は必要に応じ、この選出方法とは別に若干名を評議員として理事会に推薦することができる。

(評議員の決定)

第 16 条 理事長は選挙管理委員会の報告と、理事長による推薦者について選挙区毎に審査し、評議員を決定して、総会に報告し本学会誌に発表しなければならない。

附則

この規程は、平成 13 年 9 月 29 日から施行する。

この規程は、一部改訂(評議員の選出方法の変更)につき、平成 24 年 9 月 9 日から施行する。

この規程は、一部改訂(評議員の選出方法の追記)につき、平成 25 年 6 月 3 日から施行する。